



税理士記念日 イベント！

税理士記念日（2/23）イベントとして
電話による無料相談会を開催いたします。
今年は2/22（火）に行ないます。
どうぞお気軽にお電話ください。



「無料電話相談」 受付電話番号



095-821-6005

お掛け間違いのないようお願いいたします。

無料電話相談会

令和 4年2月22日(火)

am10:00～pm4:00

- 給料とは別に家賃収入があると申告が必要？
- 支払った医療費が多いと税金が戻ってくる？
- 住宅ローンでマイホームを買ったら税金が戻ってくる？
- 相続税が増税されたって本当？
- 親からの贈与も申告が必要？

〈お問合せ先〉

九州北部税理士会長崎支部事務局

Tel 095-821-0600